

議員提出議案第1号

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月22日提出

尼崎市議会議員	開		康	生
同	丸	岡	鉄	也
同	光	本	圭	佑
同	前	迫	直	美
同	土	岐	良	二
同	林		久	博
同	松	澤	千	鶴
同	須	田		和
同	明	見	孝	一郎

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市議会委員会条例（昭和60年尼崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「危機管理安全局」を「総合政策局」に改め、同号ウ中「企画財政局」を「資産統括局」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キからコまでをカからケまでとし、同項第3号イ中「こども青少年本部事務局」を「こども青少年局」に改め、同項第4号中「経済環境市民委員会」を「経済環境企業委員会」に改め、同号ア中「市民協働局」を「経済環境局」に改め、同号イ中「経済環境局」を「公営企業局」に改め、同項第5号中「建設消防企業委員会」を「建設消防防災委員会」に改め、同号ア中「都市整備局」を「危機管理安全局」に改め、同号イ中「消防局」を「都市整備局」に改め、同号ウ中「公営企業局」を「消防局」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成31年尼崎市条例第3号）の制定に伴い、条例改正の必要を認めたので、本案を提出する。